

家庭用生ごみ処理機（手動式・電動式・消滅型）の購入費を一部補助します！

茅ヶ崎市では、ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機の購入費を一部補助しています。

処理機の税込本体価格の3分の1（100円未満切り捨て）
最大2万5千円の補助が受けられます。




（※1世帯につき1台限りです）

補助金の交付申請については、チラシの裏面をご覧ください。



ネコ太

● 家庭用生ごみ処理機の種類

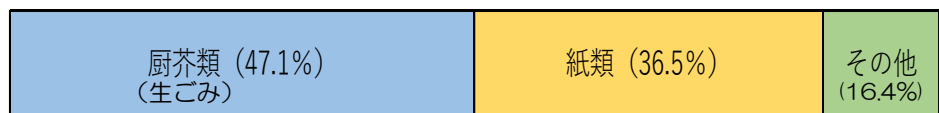
種類		特徴	代表的な機種
手動式		電気を使わず、ハンドル操作で専用バイオチップと生ごみを混ぜて堆肥化します。	手動式
電動式		家庭用電源を利用して生ごみを分解減容して、堆肥化または消滅化します。	バイオ式 熱乾燥式 ハイブリット式
消滅型		土の中の微生物により生ごみを分解し堆肥化します。	コンポスト キエーロ

● 家庭の生ごみを減らしましょう！



みなみちゃん

【家庭から出る燃やせるごみの内訳】（平成28年度ごみの組成分析調査）



茅ヶ崎市の家庭から出る燃やせるごみの約半分が生ごみです。

生ごみを減らすことが、ごみ減量の近道です！

この機会に、家庭用生ごみ処理機でごみ減量生活をはじめませんか？



お申込み
制度に関すること

茅ヶ崎市役所 0467-81-7178（直通）

環境部 資源循環課

電子メール shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

茅ヶ崎市公式 HP <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>



家庭用生ごみ処理機（手動式・電動式・消滅型）の購入補助制度

● 補助条件

- 茅ヶ崎市内に居住していること
- 家庭から出る生ごみを自己処理する目的で市内の居住地、所有地その他これらに準ずる場所に設置するために家庭用生ごみ処理機を購入する個人であること
- 購入日から1年以内に申請すること
- 1世帯1台まで（前回の申請から5年経過した場合は再度補助が受けられます）
- 購入品は新品に限る

ディスポーザー（生ごみを粉碎し、水と一緒に排水管に流し出すもの）等、排水口に直接取り付けるタイプ、中古品（再生品等含む）、転売品、自作のための材料費、オーダーメイド（製品として一般に流通していないもの）及び個人売買のものは補助対象外です。また、ふるさと納税の返礼品も補助対象外です。

● 補助金額

購入金額※（送料や手数料を含まない本体価格＋消費税）の1/3を補助（100円未満の端数は切り捨て）します。ただし、上限は25,000円です。（※注意事項 → 「値引き、ポイント」等を使用した場合は、値引き後の金額が購入金額となります。なお、購入金額に「保証金」等は含まれません。）

● 申請に必要な書類等

必要な書類等	注意事項
1. 補助金交付申請書	資源循環課窓口にて用意しています。
2. 購入を証する領収書の写し	① 申請者の氏名、メーカー名、商品名、型番、消費税込みの金額、購入年月日、購入店・所在地・電話番号を入れてもらってください。 ② インターネット通販等の場合は、事前に領収書が交付されるか確認のうえ購入してください。 ③ 「納品書」「注文書」「代金引換領収書」等は領収書の代わりになりませんので、領収書をご用意ください。 ④ 他の商品と一緒に購入された場合は、処理機本体の購入金額が分かる領収書が必要です。
3. 機種等がわかる書類の写し	保証書やカタログ等、購入機種を確認できる書類をご用意ください。
4. 設置状況がわかる写真	生ごみ処理機の設置状況がわかる写真を1枚をご用意ください。
5. 請求書	請求書に振込先口座を記入していただくため、請求者（＝申請者）の預金通帳等をご用意ください。
6. 本人確認書類	官公署発行の顔写真付き証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）。申請者以外の方が窓口に来る場合又は郵送の場合、申請者の本人確認書類の写しも必要です。

上記の必要書類をお持ちの上、環境部資源循環課（本庁舎2階）窓口で補助金の交付申請をして下さい。

なお、郵送での申請を行う場合には、必要な書類等の確認のため、必ず資源循環課まで事前にお電話で連絡をお願いします。また、書類の紛失防止のため簡易書留をお勧めしています。